

行政視察再開の考え方

令和3年11月8日会派代表者会議 策定

令和4年5月17日会派代表者会議 一部改正

新型コロナウイルス感染症拡大により自粛している行政視察の実施及び受け入れの再開は、三重県が策定する「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針（Ver15）」（改定された場合は最新の指針）（以下「三重県指針」という。）の順守を基本とし、その考え方は以下のとおりとします。

1 行政視察へ行く場合

- ①視察にあたっては、三重県指針「感染防止対策の基本的な考え方」及び『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底を図る。
- ②三重県指針「移動について」で示されているとおり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県、及びその他独自に管外からの来訪について制限等をしている視察先団体や都道府県への視察は見合わせる。また、三重県または伊賀市が同様の状態である場合においても視察は行わないものとする。
- ③視察先団体への配慮及びキャンセル手数料発生等を考慮して、視察日の概ね1週間前に感染症まん延状況等を確認し、視察先団体と最終確認の協議を行う。なお、そこで視察を実施することとなっても、直前や行程中に感染症のまん延等が確認された場合は中止とする。
- ④視察へ行く者が、原則、キャンセル手数料等を負担するものと認識した上で計画を立てるものとする。
- ⑤コロナ禍によって、視察先団体全般で業務多忙となっていないか配慮しながら実施の計画を立てるものとする。
- ⑥予防接種を受けていない場合、視察の前日から3日程度前にPCR検査等による陰性の確認をしておくことを推奨する。
- ⑦三重県指針に基づき「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）」の活用を行うこと。

⑧WEBによる視察については、⑤を除く、上記事項の適用除外とし、視察先の意向に基づき調整を行うものとする。

2 行政視察の受け入れ

行政視察へ行く場合と同様の対応を来訪される団体に求めるものとし、加えて、三重県指針「県外の皆様へ」をご理解いただいた上で受け入れの調整を行うこととします。

なお、視察の概ね1週間前に受け入れについての最終協議を行います。また、感染症の急速なまん延等によりやむを得ず中止となり、キャンセル手数料等が発生する場合は、原則、伊賀市または伊賀市議会ではその負担はしない旨を事前に伝え了承をいただきます。

参考：三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

3 その他の事項

視察日の概ね1週間前に議員（一人以上）が感染している場合は、相手側に配慮し、行政視察へ行く場合及び受け入れについては、中止することとする。